

第6章 分野別施策の方向

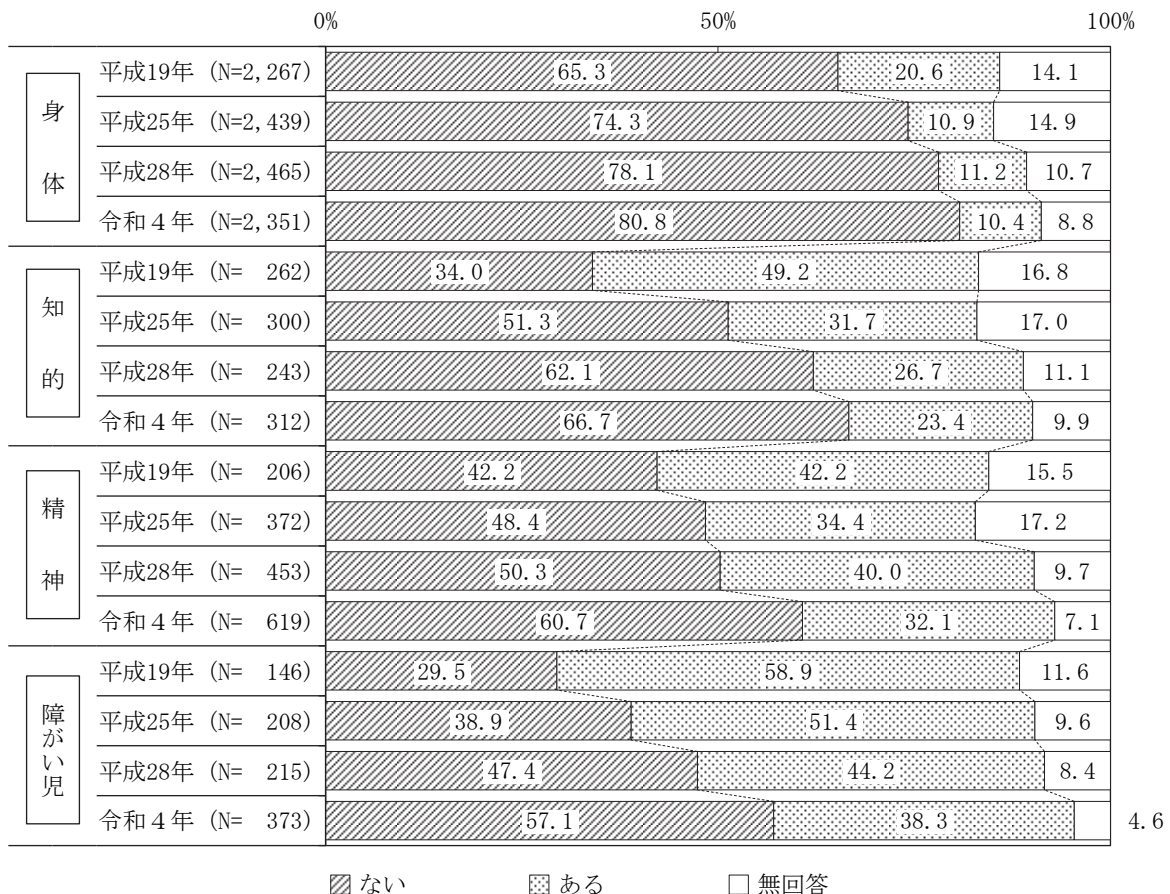
1 権利を守ります

施策の方向

アンケート調査によると、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」人の割合は、**これまでの調査の中で最も低くなっています**。しかし、精神障がいのある人や障がい児では依然として30%以上が「ある」と答えています。また、差別を受けたり、いやな思いをした場面としては「地域社会」や「職場」が高く、障がい児では「学校」が最も高くなっています。

福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して啓発活動に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進します。また、障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努め、だれもが暮らしやすいまちを目指します。

図表6-1 いやな思い（過去との比較）



資料：「小牧市障がい者計画等アンケート」

取り組み

(1) 権利擁護支援の推進

○岩倉市、大口町、扶桑町と共同設置した尾張北部権利擁護支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、令和3年度に策定した小牧市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の適切な利用の促進のための体制整備や後見人支援の充実等機能強化を図ります。

【小牧市成年後見制度利用促進計画4つの基本施策】

- ① 普及啓発の推進・研修事業の拡充
- ② 後見候補者の確保、育成
- ③ 広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ④ 権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

○障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と協力して、制度の周知を図るとともに、潜在的ニーズを掘り起こし、利用に結びつけていきます。

(2) 障がいに関する理解の促進

○障がいのある人があらゆる分野に参画できるよう、広報こまき、市のホームページやSNS、こまき社協だより、出前講座、各種研修会等を通して、広報、啓発に努めます。

○障がいのある人が支援を得やすくなるように、ヘルプマークを配布し、普及と啓発に努めます。

○市職員が障がいと障がい者問題についての理解を深め、各部署における障がい者施策や窓口対応において合理的配慮が提供され、より適切に行われるよう、新規採用職員の社会福祉研修、人権研修などの職員研修を通して啓発に努めます。

○小学校、中学校は、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、ボランティア活動、福祉実践教室等に取り組みます。

○小・中学校と特別支援学校との交流、あさひ学園と幼稚園・保育園との交流などを行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。また、特別支援学校による相談、支援事業を通して、教員の専門性の向上に努めます。

- 地域における障がい者の見守り体制を充実するため、民生委員・児童委員連絡協議会において障がい者（児）の相談先を周知するなど、地域住民の障がいに関する理解促進に努めます。

(3) 差別解消の推進

- 障害者差別解消法、愛知県障害者差別解消推進条例の趣旨を踏まえ、より一層の心のバリアフリーを推進する啓発・教育活動に努め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 事業者に対して差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を周知し、事業者等による差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等の相談を受け付けた際は、障害者差別解消法の趣旨を説明して、理解を得るよう努めます。
- 市の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿って職員が適切な対応を行えるよう、新規採用職員並びに新任監督者に対し、障がい者への差別の解消に関する研修を行い、資質向上を図ります。
- 障害者差別解消支援地域協議会は、その機能を自立支援協議会に置き、基幹相談支援センター、相談支援事業所、小牧市障がい福祉課が具体的な差別に関する相談窓口として対応します。

(4) 虐待の防止

- 虐待を未然に防ぐことができるよう、相談員や地域包括支援センター等の支援者に働きかけるとともに、地域で孤立することがないように、民生委員等へ協力を呼びかけます。
- 小牧市障害者虐待防止センターを小牧市障がい者基幹相談支援センターに設置し、障がい者虐待に関する相談や、養護者、障がい者福祉施設従事者及び使用者による障がい者虐待についての通報・届出を受け付け、対応するとともに、障害者虐待防止及び養護者支援に関する啓発活動等を実施し、障がい者虐待の未然防止、早期発見に努めます。

指 標

指 標	基準値 (R 4)	目指す方向性 (R11)
尾張北部権利擁護支援センターにおける権利擁護に関する相談件数	188 件	↗
市民後見人候補者名簿登録人数	14 人	↗
ヘルプマークを知っている市民の割合	64.3%	↗
障がい を理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の割合	18.1%	↘

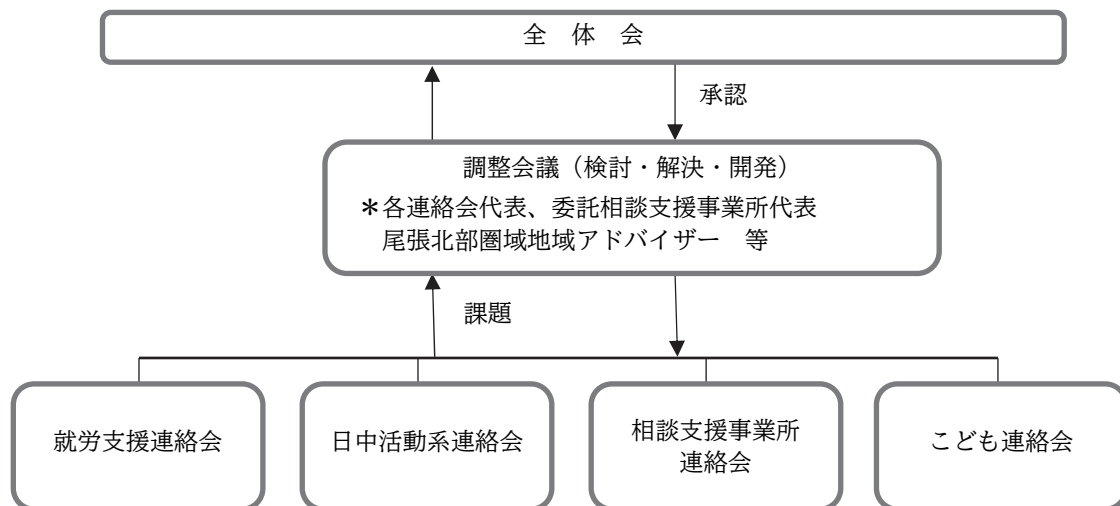
2 相談支援を充実します

施策の方向

障がいのある人の相談内容は、福祉サービスや医療だけの問題ではなく、生活全般にわたる課題となっており、相談体制の充実とともに、**複合化・複雑化**している問題に**多機関**、**多職種**が**協働**して取り組むことが求められています。

障がいのある人が地域で安心して暮らせる「**地域共生社会**」の実現に向け、**包括的な**相談支援の充実に努めるとともに、当事者、サービス事業所、関係機関等が課題を共有し、**重層的、継続的な支援体制の整備**に取り組みます。

図表6-2 小牧市障害者自立支援協議会



取り組み

(1) 相談支援体制の充実 **重点施策1**

(2) 相談員の質の向上

- 障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修会の開催等により、相談支援事業所の人材育成を促進します。


(3) 相談先の周知

- 民生委員、地域包括支援センター等が地域での見守り活動を通じて支援が必要な人を発見した場合、速やかに相談機関へつなげることができるよう、関係者及び関係機関への相談先の周知に努めます。

(4) 小牧市障害者自立支援協議会の充実

- 小牧市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、小牧市障害者自立支援協議会全体の活性化を図ります。
- 相談支援事業所連絡会においては、困難事例のケース検討を行います。これにより、多くの相談員のアイデアで打開策を探るとともに、相談員一人ひとりの提案力、課題解決力を向上させます。
- 障害者差別解消支援地域協議会は、その機能を小牧市障害者自立支援協議会に置くこととします。

指 標

指 標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
障害者相談支援事業相談件数	15,133 件	

3 生活を守ります

施策の方向

障がい福祉サービスは、**居宅介護**、就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）などの利用が大幅に増加しています。**一方**、短期入所やグループホームについては、障がいの種類や状態によって利用できないといった声があります。また、訪問系サービスをはじめ、サービス事業所においては**慢性的な人材不足**によりサービスの**提供が難しい状況もあります**。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。

また、生活の拠点となる居住の場として、様々な**ニーズに対応できる多様な形態**のグループホームの整備を促進します。

図表6-3 障がい福祉サービスの実績（ひと月あたりの平均）

サービス名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	人 時間	270 7,383	304 9,176	320 10,096	
	重度訪問介護	人 時間	5 1,247	7 1,661	8 1,987	
	同行援護	人 時間	11 107	14 159	14 162	
	行動援護	人 時間	3 195	2 108	3 142	
日中活動系	生活介護	人	286	294	314	
	自立訓練（機能訓練）	人	1	2	2	
	自立訓練（生活訓練）	人	6	8	12	
	就労移行支援	人	28	34	34	
	就労継続支援（A型）	人	150	149	155	
	就労継続支援（B型）	人	207	230	257	
	就労定着支援	人	15	14	10	
	短期入所（福祉型）	人 日	19 154	17 105	17 85	
	短期入所（医療型）	人 日	5 28	5 31	5 30	
療養介護	人	17	17	18		
居住系	自立生活援助	人	0	0	0	
	共同生活援助（グループホーム）	人	101	122	145	
	施設入所支援	人	68	67	69	

取り組み

(1) 地域生活支援拠点の機能強化

重点施策 2

(2) 障害福祉サービス（訪問・日中活動系）等の充実

- 地域での自立した暮らしを支える、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスについて、必要なサービスの量及び質の確保を図ります。
- 最重度の障がいのある人（重度訪問介護利用者）が入院した場合には、医療機関等においても重度訪問介護の支援を行います。
- 障がいのある人の状況に応じた日中活動の場が確保されるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センターなどの日中活動系サービスの必要なサービス量の確保に努めます。
- サービスを必要とする人に適切なサービスが届くよう、「障がい者が日中通うためのガイドブック」を作成し、障害福祉サービスの利用促進を図ります。
- 重症心身障がいのある人、医療的ケアが必要な人などの日中活動の場、障がいのある人の交流の場として、また様々な理由で他の事業所に通うことができない人などのセーフティーネットの機能を担う事業所として、「障害者デイサービス施設ひかり」の安定的な運営に努めます。
- 災害や感染症発生時において、継続的なサービス提供ができるよう、サービス事業所等のBCP（業務継続計画）の策定、研修・訓練の実施を促進します。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人が安心して楽しく利用できるよう、情報提供やコミュニケーションに配慮した支援の実施を事業所に働きかけていきます。
- 関係機関・団体と協力して、難病患者への情報提供の充実を図るとともに、利用できる福祉サービスの充実に努めます。

(3) グループホームの整備促進

- 障がいのある人が自立して地域で生活していくため、また入所施設から地域生活への移行を促進するために、市独自の整備費助成制度を継続して実施することでグループホームの整備を促進します。
- 様々な障がいのある人のニーズに対応できるよう、多様な形態のグループホームの整備を促進します。

(4) 手当の支給等

- 特別障害者手当等の国・県制度の手当に加え、公的年金を受給していない人に小牧市心身障害者扶助料を支給します。
- 障がい者（児）の日常生活を支援するため、日常生活用具について定期的な見直しを実施します。

(5) 福祉人材の確保

- サービス事業所、ハローワーク等関係機関と連携して、福祉のしごとに関連するイベントを開催するなど、サービス充実のための人材確保を図ります。
- 社会福祉協議会や関係団体と協力し、手話、要約筆記等の養成講座、ボランティア育成のための福祉の入門講座を開催します。
- 医療的ケア児等の支援の充実を図るため、医療的ケアを実施できる医療職などの人材の確保に努めます。

指 標

指 標	基準値 (R5)	目指す方向性 (R11)
グループホームの利用者数（実利用者数の月平均）	145人	↗

4 就労を支援します

施策の方向

アンケート調査によると、働く意欲をもちながらも就労機会を得られていない障がいのある人は多く、就労意向は高いと言えます。令和6年度以降、障害者雇用率が引き上げられることから、一層の一般就労を促進するとともに、市においても計画的な障がい者の採用が求められます。

職場においては、人間関係や障がいについての理解不足などで問題を抱えている障がい者は少なくありません。職場の理解促進、環境の整備が必要です。

さらに、障害福祉サービスを利用して働く場合においても、経済的な自立のためには工賃の更なる向上が必要です。

関係機関と連携して、障がいのある人の一般就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、様々な就労形態の場の確保や工賃アップを目指した取り組みを推進します。

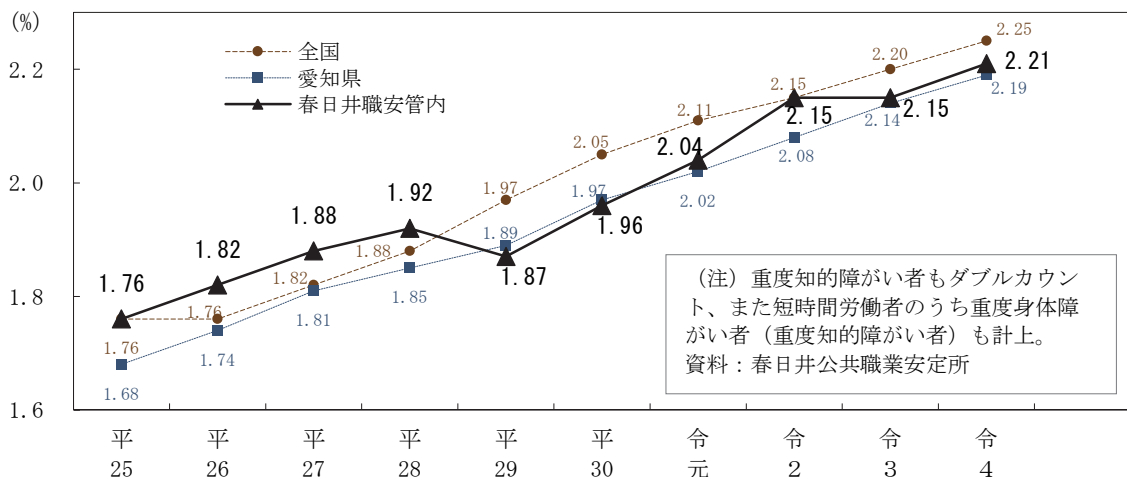
図表6-4 障害者雇用率の変遷

施行時期	国及び地方公共団体 (教育委員会)	民間企業
平成10年7月	2.1 (2.0)	1.8 (56人以上)
平成25年4月	2.3 (2.2)	2.0 (50人以上)
平成30年4月	2.5 (2.4)	2.2 (45.5人以上)
令和3年3月	2.6 (2.5)	2.3 (43.5人以上)
令和6年4月	2.8 (2.7)	2.5 (40人以上)
令和8年7月	3.0 (2.9)	2.7 (37.5人以上)

(注)

- 1 令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとする。
- 2 国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とする。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とする。
- 3 除外率を10ポイント引き下げる時期については、雇用率の引上げの施行と重ならないよう、令和7年4月とする。

図表6-5 民間企業の障がい者雇用率の推移



図表6-6 小牧市障害者雇用促進奨励金の支給状況

区 分	支給事業所数 (か所)	対象障がい者数 (人)	支給額 (万円)
平成29年度	37	61	1,750
平成30年度	37	67	1,984
令和元年度	32	65	1,993
令和2年度	32	65	2,043
令和3年度	32	61	1,916
令和4年度	32	62	1,932

図表6-7 小牧市の障がい者の雇用状況

区 分	算定基礎労働 者数(人)	障がい者数(人)			雇 用 率 (%)
		身体	知的	精神	
平成29年度	1,131	24	22	1	2.12
平成30年度	1,133	29	25	1	2.56
令和元年度	1,139	28	21	1	2.46
令和2年度	1,152	29	19	1	2.52
令和3年度	1,697.5	47.5	28.5	1	2.80
令和4年度	1,925	50.5	30.5	1	2.62

図表6-8 小牧市役所から障害者就労施設等への発注実績

区 分	平成30度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調達額(万円)	1,285.3	1,684.8	2,159.8	1,914.3	1,996.7

取り組み

(1) 事業所の理解促進

- 障害者雇用支援月間等に、公共職業安定所等と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。
- 一般企業からの障がい者雇用について問い合わせ等があった場合、小牧市障害者自立支援協議会就労支援連絡会は、近隣市町の自立支援協議会や就業・生活支援センターと連携して取り組みます。
- 障がいのある人が働きやすい職場の環境づくりが促進されるよう、広報・啓発活動を推進します。また、公共職業安定所と協力し、就職面接会、セミナー等を通じて情報提供を行います。

(2) 障がい者雇用の推進

- 就労移行支援、就労継続支援A型・B型などの就労系サービスの量・質の確保に努めます。
- 障がい者の就労支援の一つとして「就労選択支援」が創設されました。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援などの就労系サービスを利用する前や、一般就労をする前に、就労アセスメントの手法を活用することにより、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるための支援です。障がい者の多様な就労ニーズに対応できるように、就労系サービス事業者の参入を促進します。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるように、家族・企業・関係機関等との連絡調整、相談等の必要な支援を行う就労定着支援事業所の参入を促進します。
- 障がい者雇用率の引き上げが予定されています。小牧市においては、障がいのある人の雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員採用試験において、事務職、一般事務補助員の障がい者枠を設け、引き続き計画的な採用を行います。また、引き続き障がい者の職域の拡大に努めます。

(3) 就労施設への支援

- 障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供については、市の調達方針にそって優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。
- 小牧市障害者自立支援協議会就労支援連絡会におけるマルシェの開催等により、障がい者就労施設による物販の機会の充実を図ります。
- 「障がい者が働く事業所ガイドブック」については、毎年度更新して、企業、働きたいと思っている障がいのある人へ情報を発信します。

指 標

指 標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
障害者優先調達法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績	1,996.7万円	↗
障がい者就労施設等からの一般就労への移行者数	25人	↗
春日井職業安定所管内における企業の障害者雇用率	2.21%	↗

5 発達支援を充実します

施策の方向

児童発達支援、放課後等デイサービスは増加傾向にありますが、児童発達支援の更なる充実、子ども・子育て支援の充実が求められています。

また、学校教育においては、障がいのある児童・生徒には、自立や社会参加に向け一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が必要です。

障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるように、**発達支援**の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保健センター、子育て支援センター、保育園・幼稚園、あさひ学園、**児童発達支援センター**、障害児通所支援事業所、小中学校、特別支援学校、県の関係機関等との**発達支援**のネットワークの強化に努め、支援体制の充実を図ります。

図表6-9 児童福祉法に基づく障がい児の支援サービスの実績（ひと月あたりの平均）

サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	人 日	130 1,536	141 1,637	180 2,040	
医療型児童発達支援	人 日	0 0	0 0	0 0	
放課後等デイサービス	人 日	361 4,761	413 5,508	462 6,127	
居宅訪問型児童発達支援	人 日	0 0	0 0	0.4 1	
保育所等訪問支援	人 日	0.4 0.7	0.2 0.2	9 20	
障害児相談支援	人	58	64	74	

取り組み

(1) ネットワークの構築

- 自立支援協議会こども連絡会など、関係機関が定期的集まる場を開催し、情報共有をはじめ課題の整理を行います。また、他の機関との連携を深めることで、地域の課題や個別の課題の解決に向けて取り組みます。
- 発達段階や障がいの状態に応じて適切な支援が受けられるよう、保健センター、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、あさひ学園、児童発達支援センター、放課後

等デイサービス事業所等、児童相談所、特別支援学校、発達障害者支援センター等関係機関によるネットワークの充実を図り、切れ目のない支援を行います。

- 乳幼児健診や育児相談の場を通して、発達について支援が必要な児や子どもへの接し方に不安を持つ保護者に対し、遊びの教室を通して子どもとのかかわり方を学び、親子が心豊かに生活を送ることができるよう親子に寄り添いながら支援します。また、教室後も継続的に支援が必要な親子には、親子にとって有効な支援先やサービスを共に考え利用できるよう支援します。

(2) 発達支援・医療的ケア児等支援の充実

重点施策 3

(3) サービスの質の向上

- サービス事業者が支援に係る知識の修得や技術の向上について自ら取り組むよう意識啓発を行います。また、事例検討会や研修会などを開催します。
- 放課後等デイサービス等の質の確保とサービスの適切な利用を促進します。

(4) 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進

- 障がいのある児童と障がいのない児童と一緒に保育することで、障がいのある児童の心身の発達を促すとともに、児童の障がいに対する理解を深めるなどインクルーシブな保育・教育を推進するため、今後も市立の保育園・幼稚園・認定こども園において、集団保育可能な障がいのある児童の受け入れを行います。加配にて安全な保育を行うことができる児童については、検討委員会での審査を経ることなく、随時入園審査を行い、速やかな入園に努めます。
- 配慮が必要な児童の速やかな入園を実現するためには、安全確保のための手厚い保育士の配慮が必要となるため、慢性的に不足している保育士の一層の確保を図るとともに、勤務形態の見直しを検討します。
- 入園に時間を要する場合には、保育園以外に利用できるサービスや、施設の案内を行い、他機関（保健センター、子育て世代包括支援センター、社会福祉協議会、あさひ学園、児童発達支援センターなど）との連携を図りながら、親子を孤立させないように支援していきます。
- 児童クラブ及び放課後子ども教室において、障がいのある児童の適切な受け入れを行います。

- 支援員の研修会への参加、支援員の加配、巡回指導員による相談・支援などにより、障がい児対応の向上を図ります。

(5) インクルーシブ教育の推進

- 就学相談の充実や合理的配慮の提供の更なる推進、個別の教育支援計画の活用を通して、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。また、支援に必要な人的配置、支援する教職員の専門性の向上に努めます。
- 児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など基礎的環境整備を進め、合理的配慮の提供を図ります。好事例を市内全校で共有したり、早期からの就学相談・教育相談を行ったりすることで、より適切な合理的配慮の提供を推進します。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童・生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。ニーズに対応できるよう、担当職員の確保を図ります。
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級、小・中学校と特別支援学校の間において、障がいのある児童・生徒とない児童・生徒の交流及び共同学習を推進することにより、相互理解を深めます。また、地域の障がい者支援施設等との交流を促進し、福祉学習の充実を図ります。

(6) 学校との連携

- サービス事業所への見学会や、障がい児と保護者への進路先説明会、特別支援学校との情報共有の場をつくることなどを通じて、障がい児と保護者への総合的な支援を行います。また、保育所等訪問支援、相談支援事業の利用を促進し、福祉と教育の連携強化を図ります。
- 一般就労や就労系サービスの利用など、卒業後の多様な進路が確保されるよう、学校と相談支援事業所、就労系サービス事業所、ハローワーク等関係機関との情報交換、連携を図ります。

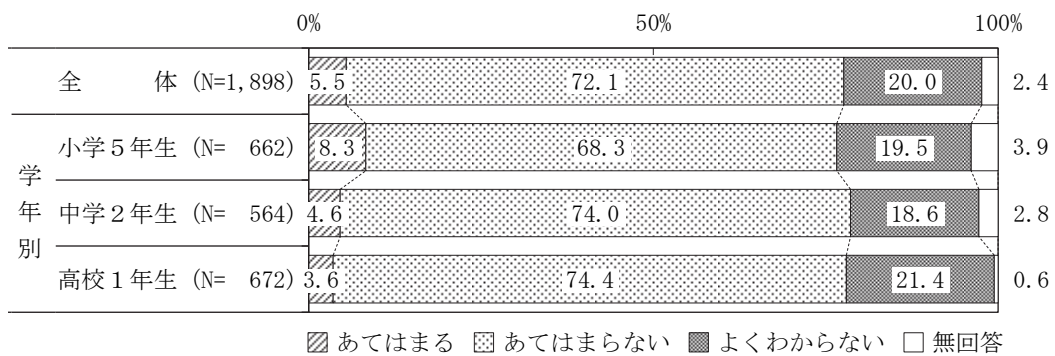
(7) 子育て世代包括支援センター

- 児童福祉法に、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う

「こども家庭センター」の設置の努力義務規定が設けられました。「子育て世代包括支援センター」（母子保健法）と「家庭総合支援拠点」（児童福祉法）を発展的に移行させるといっていますが、本市においては、既に子育て世代包括支援センター内に家庭総合支援拠点を設置しており、子育て世代包括支援センターの更なる機能強化を図り、子育て世帯に対する包括的な支援を行っていきます。

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対して、保育士、保健師、助産師などがコーディネーターとなり、関係機関と連携し支援していきます。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。
- 社会福祉協議会相談員による出張相談を開催します。
- ヤングケアラーを含む家族支援について、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、こども等の負担軽減を図る観点も含め、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を行い、必要な支援につないでいきます。

図表6-10 自分自身、ヤングケアラーにあてはまると思うか



資料：「ヤングケアラーに関する実態調査」小牧市（令和4年度）

指標

指標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
委託相談支援事業所における障がい児に関する相談者数	275人	↗

6 地域医療を確保します

施策の方向

障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、利用しやすい医療施設の配慮を医療機関に働きかけるとともに、医療費の助成を行います。

入院中の精神障がい者の早期退院・地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることが求められています。このため、国の基本指針では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目標としてあげています。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での必要な精神保健支援が求められており、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指します。

取り組み

(1) 医療費の助成

- 自立支援医療、難病医療費助成制度等に基づく医療費の公費負担に加え、障がいのある人が安心して必要な医療を受けられるよう、保険診療で自己負担となる医療費について助成を行います。

(2) 地域での医療の確保

- 医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築を目指します。


(3) 難病患者への支援

- 保健所が行う難病患者への事業や協議に関して、必要に応じて参加、協力していきます。
- 難病患者を対象とする治療と仕事の両立支援の仕組みについて周知を図ります。
- 難病患者に対し、障害福祉サービス等の情報提供を行い、生活の支援の促進を図ります。また、難病患者が利用できる福祉サービスの充実に努めます。

(4) 精神障がい者等の地域移行

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、小牧市障害者自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議を進めます。
- 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心に、医療機関と連携し、長期入院中の精神障がいのある人の地域への移行を促進します。
- 小牧市障害者自立支援協議会相談支援事業所連絡会において、地域移行ケースを共有し、相談支援事業所の地域移行に関するスキルの向上を図ります。
- 病院、障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がいや知的障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言を行うなど円滑な地域生活に向けた支援を行います。

指 標

指 標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
地域移行支援の利用者数	3人	

7 社会参加を促進します

施策の方向

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年）など、すべての障がい者が、社会を構成する一員として、文化芸術活動、余暇活動など様々な分野の活動に参加するための支援施策や情報のバリアフリー化のための法律が公布されています。

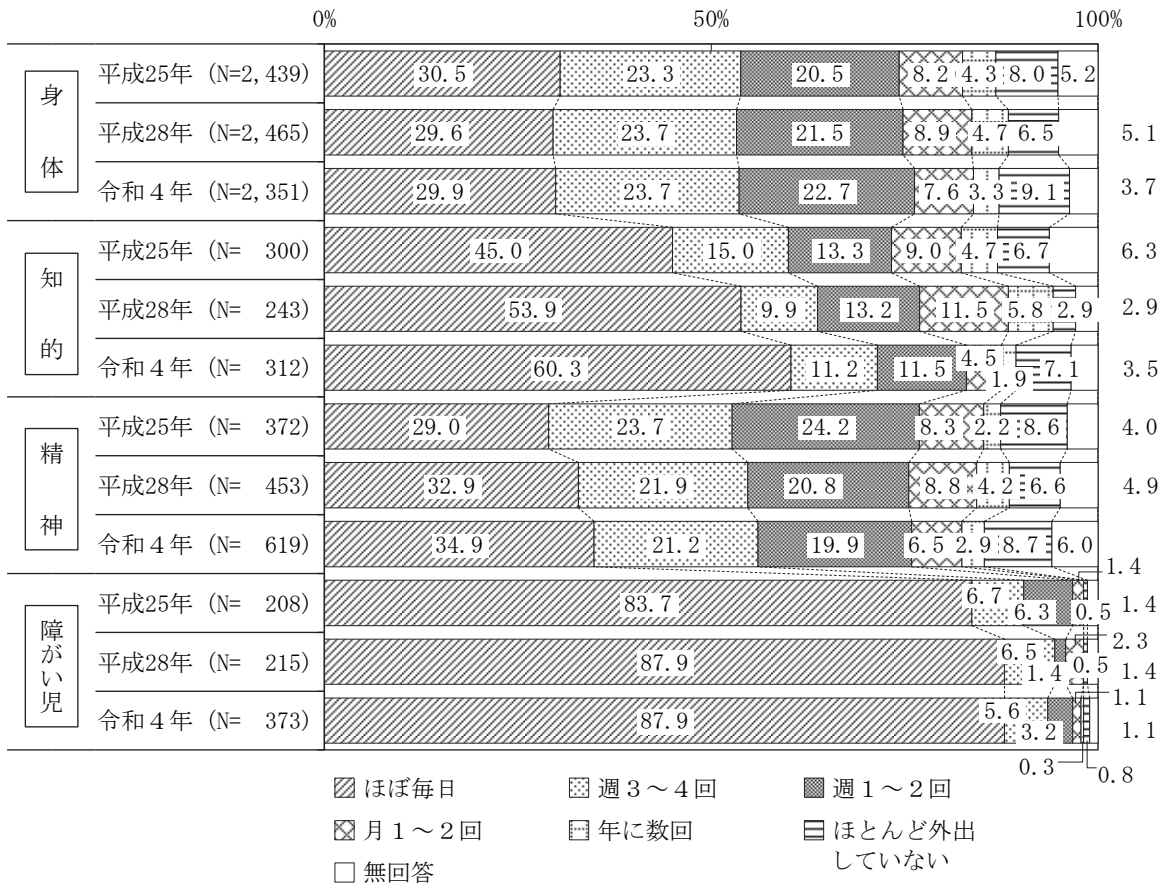
アンケート調査によると、障がいのある人の外出の頻度は、確実に高まってきており、社会参加が進んでいることの表れの一つととらえることができます。一方、活動する上で困っていることとしては、ハード面のバリアフリーだけでなく、移動手段、付き添い、意思疎通、情報などの課題もあげられています。

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となります。また、身体障がいのある人にはリハビリテーションになり、運動不足で肥満になりがちな障がいのある人にとっては健康管理にも役立ちます。活動への参加機会の提供、情報アクセシビリティの向上、参加しやすい環境整備等を進め、障がいのある人の様々な活動への参加を促進します。

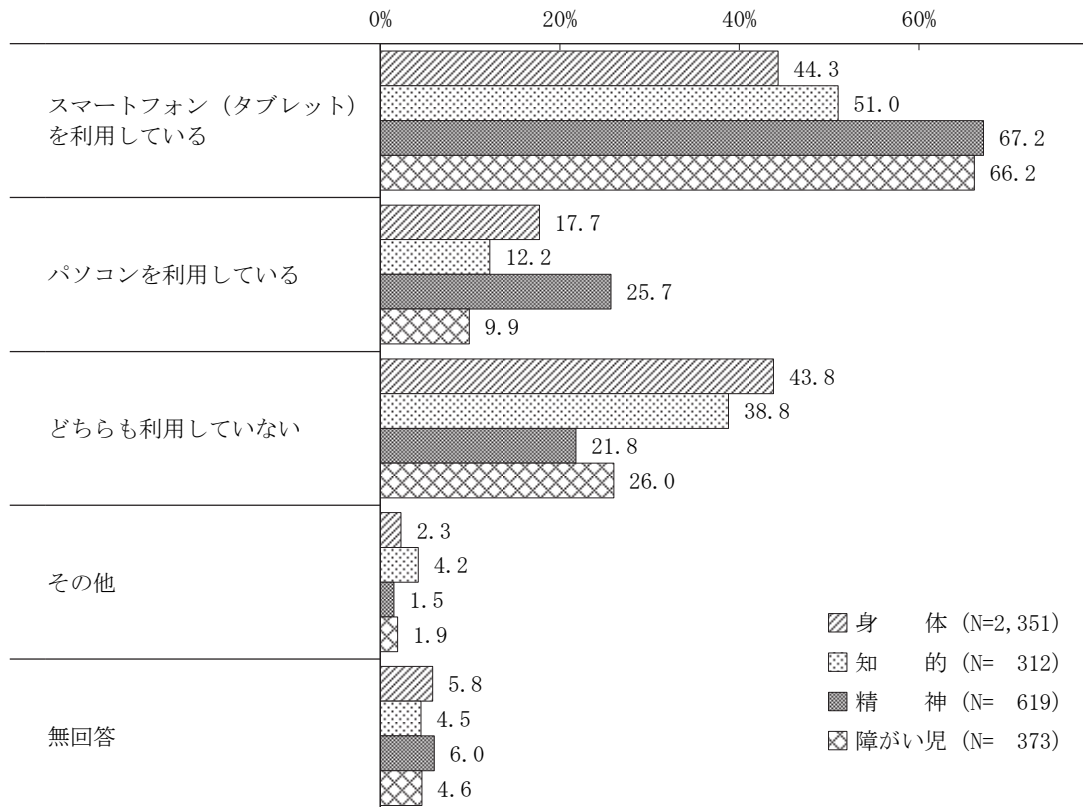
図表6-11 今後したい活動

区 分	身 体	知 的	精 神	障がい児
コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦	15.1	30.4	25.0	43.4
スポーツ教室、大会等への参加	4.3	9.6	6.8	26.3
旅 行	24.7	38.5	33.4	52.3
手話、パソコン等の学習活動	4.5	6.4	12.9	20.4
趣味のサークル活動	8.1	10.9	10.3	15.3
ボランティア等の社会活動	4.2	4.2	7.3	12.3
障がい者団体の活動	1.9	9.9	5.7	11.0
祭りやゴミ拾いなどの地域活動	3.9	9.6	6.6	20.9
その他	2.0	3.5	4.7	2.1
とくにない	7.8	23.4	25.0	13.9
無回答	60.0	25.6	25.8	17.2

図表6-12 外出の頻度



図表6-13 スマートフォン・パソコンの利用



取り組み

(1) 情報アクセシビリティの向上

- 障がい者や高齢者を含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、市ホームページのウェブアクセシビリティの調査・問題点の解析を実施し、この結果をふまえて必要な修正を行い、より分かりやすいホームページとしていきます。
- 視覚障がいのある人のための点字広報や声の広報の普及・充実を図ります。
- 市役所への申し込み、問い合わせ方法について、電話に限らず、できる限りファックスやメールの使用が併用できるよう配慮します。
- 障がいのある人のためのサービス、制度を分かりやすく説明した福祉ガイドブック、並びに障がい福祉サービスの事業所一覧を作成します。
- 音声コード「Uni-Voice」は、スマートフォンなどで、情報を音声にすることができ、視覚障がい者や高齢者など、誰にでも情報を聞き取ることができます。音声コードの普及に努め、情報のアクセシビリティの向上を図ります。
- コミュニケーション支援ボードは、知的障がい者、自閉症、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を目的として作成された図版であり、指さしなどで意思を伝えることができます。身近な日常生活の中、災害時の避難所など様々な場面での利用が考えられることから、活用・普及を促進します。

(2) 意思疎通支援の充実

- 障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。
- 手話奉仕員養成講座を開催するなど、意思疎通支援に係る人材の育成に努めます。
- 入院時における意思疎通支援や重度訪問介護の利用について、周知を図ります。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して、日常生活用具の給付を行います。また、必要に応じて用具の種類等の見直しを実施します。

(3) スポーツ活動の推進

- 市民のスポーツ大会・イベント等へ障がいのある人が参加しやすい環境を整備し、障がいのある人の参加を促進します。

-
- スポーツに取り組む障がいのある人の裾野を広げるとともに、障がい者スポーツを通して障がい者理解が進むよう、障がい者スポーツ大会の開催・充実を支援します。
 - 障がい者スポーツ・レクリエーションのボランティアの確保・育成を促進します。
 - 障がいのある人が気軽にスポーツに参加できるよう、ペタンクなどのニュースポーツの道具の貸出を行います。
 - パークアリーナのトイレの洋式化、バリアフリートイレの増設等を行います。

(4) 文化芸術活動への取り組み

- 障がいがあっても気軽にコンサート、展覧会、観覧会等の鑑賞・観覧ができるよう車いす席などの配慮を行うとともに、必要な情報提供に努めます。
- 小牧市障がい者作品展「こまきアール・ブリュット展」など、障がいのある人の創作活動や展示・発表の場の充実を図り、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。
- 市が企画するイベントについては、障がいのある人に配慮した環境の整備に努めます。

(5) 余暇活動の場の確保

- ふれあいセンターなどで、絵画、書道、編み物、陶芸などの各種教室を開催します。
- 地域のサロン等、地域活動に気軽に参加できるよう働きかけます。また、小牧市障害者自立支援協議会において、障がい者（児）の余暇活動の場の充実を図る取組みを実施します。
- 余暇活動等参加のための移動支援等の利用を促進します。
- ボランティア活動の窓口となる社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の余暇活動や地域活動の支援を行うボランティアの育成に努めます。
- 市立図書館においては、図書館資料の点訳・音訳、図書館資料の郵送貸出、デイジー図書再生機器貸出、対面読書サービスなどの読書バリアフリーサービスを実施するとともに、電子図書、大活字本、LLブック、点字絵本等の収集を引き続き行っていきます。

(6) 外出支援

- 自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成、自動車の改造に要する経費の助成

- を行い、障がいのある人にとって重要な移動手段である自動車の利用を促進します。
- 障がいのある人の外出を支援するため、タクシー代の基本料金又はガソリン代の補助を行います。
 - 障がいのある人の外出を支援する行動援護や移動支援については、事業所の参入を促進して、必要なサービスの量・質の確保を図ります。
 - こまき巡回バス「こまくる」、小牧駅地下駐車場の料金を減免します。

指 標

指 標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
市の意思疎通支援事業を利用した実人数	13人	↗
スポーツ・レクリエーションの集いにおける参加者とボランティア数	193人	↗
市が主催又は後援する芸術作品などを発表する機会に出展した障がい者の人数	127人	↗

8 環境を整備します

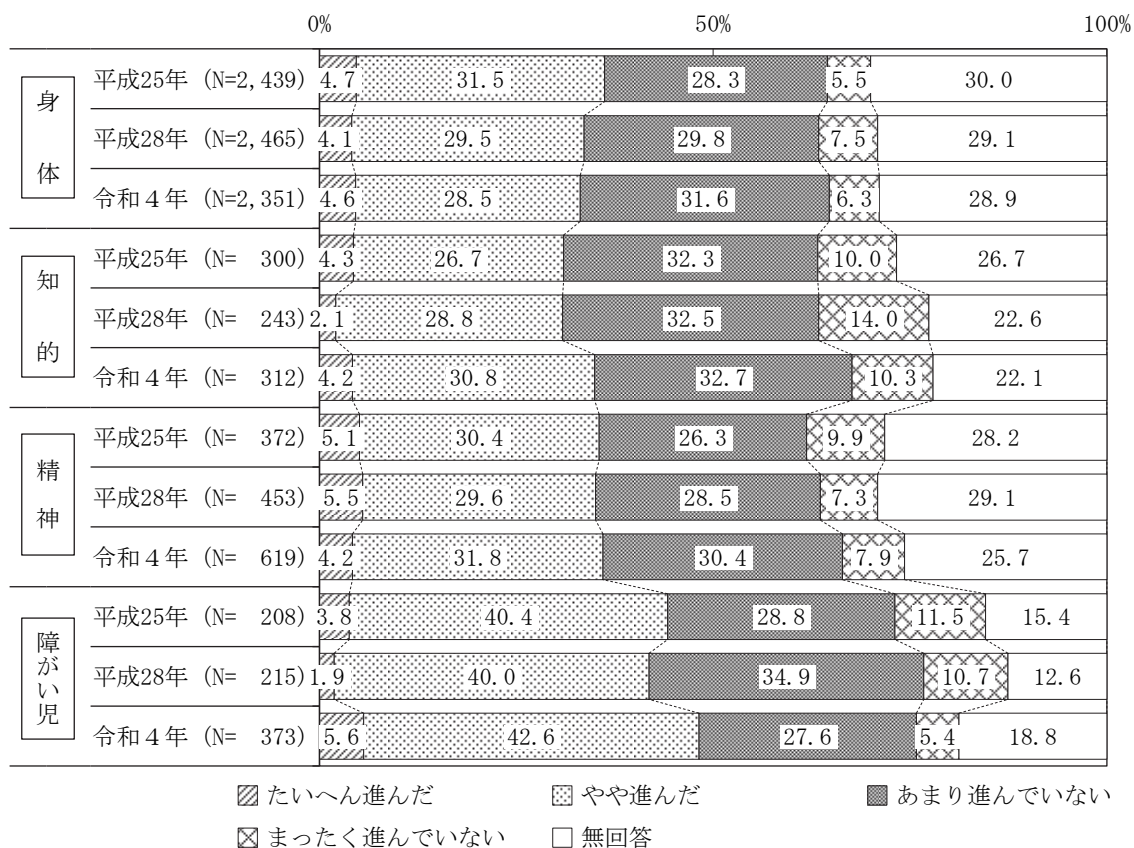
施策の方向

アンケート調査によると、本市におけるバリアフリー化が<進んだ>と感じた人の割合は、知的障がい者、精神障がい者、障がい児においては、これまでの調査の中で最も高くなっています。また、前項で見たとおり、障がいのある人の外出の頻度は、確実に高まってきています。

障がいのある人が安全・安心に暮らすことができ、社会参加をやすくしていくため、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していきます。

また、災害時の避難や避難所での不安に関する意見が多数寄せられています。地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

図表6-14 小牧市はバリアフリーが進んだか



図表6-15 福祉避難所

野口の郷（第1老人福祉センター）
小針の郷（第2老人福祉センター）
田島の郷（第3老人福祉センター）
あさひ学園（ふれあいの家）

福祉避難所は、一般の避難所で生活することが困難な災害時要援護者（高齢者、障がいのある人、妊産婦の方など）が利用する二次的な避難所です。いったん一般避難所に避難し、福祉避難所の受け入れ態勢が整ってから誘導が行われます。現在指定しているのは市の4施設です。

取り組み

(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化

- 公共施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき、バリアフリースイールの設置、スロープの設置、洋便器化等の整備を進め、引き続き多様な人々に使いやすい施設となるように整備・改善を推進します。
- バリアフリースイールについては、高齢化等の進展も踏まえ、介護用ベッドの設置を促進します。
- 電車、バス等の公共交通機関の施設、停留所、車両等の段差の解消、音声・文字情報の充実、職員の対応等について、事業者にも改善を働きかけていきます。短期間におけるハード面のバリアフリー化が難しい場合には、ソフト面の配慮の提供を検討・提案していきます。
- バリアフリー法の改正（令和3年施行）により建築物バリアフリー基準への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校が追加されたことを踏まえ、更なるバリアフリー化を推進します。

(2) 緊急時の対応

- 聴覚・言語障がいのある人がスマートフォンの画面タッチで「119番通報」できる「NET119」システムの周知に努めます。
- ファクシミリにより緊急通報を警察で受理する「ファックス110番」、急病・火災等の緊急時にファクシミリにより緊急通報を消防（小牧市は尾張中北消防指令センター）で受理する「ファックス119番」の周知に努めます。

(3) 災害時の支援体制の構築

- 現在、福祉避難所は4施設が指定されていますが、さらにサービス事業所等と連携して指定施設の拡充を図るとともに、受け入れ体制の整備について検討します。

- 福祉避難所については、施設のバリアフリー化、電源の確保、酸素濃縮器などの備蓄、障がいのある人への配慮に努めます。また、一般の避難所においても、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）の確保を図ります。
- 福祉避難所の運営体制や人材の確保、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報提供の充実など、課題について引き続き検討していきます。
- 障がいのある人が避難所においてスムーズに支援を受けることができるように、災害用バンダナを配置します。
- 障がいのある人を含めた避難訓練、防災訓練については、小牧市総合防災訓練や地区防災訓練へ参加が得られるよう各区に呼びかけを行っていきます。
- サービス事業所における、防災マニュアルの作成を推進し、防災の意識を高めていきます。
- 災害時要支援者対策の一環として、ストーマ装具を必要とし、保管を希望する障がい者を対象として、市役所の災害対策用資機材庫を保管場所として提供し、ストーマ装具の保管を行います。
- 災害時避難行動要支援者台帳への登録、地域で行う支援活動の検討、避難支援体制の構築を図ります。

指 標

指 標	基準値 (R4)	目指す方向性 (R11)
災害時避難行動要支援者台帳における障がい者の登録者数	●人	↗
福祉避難所の数	4か所	↗